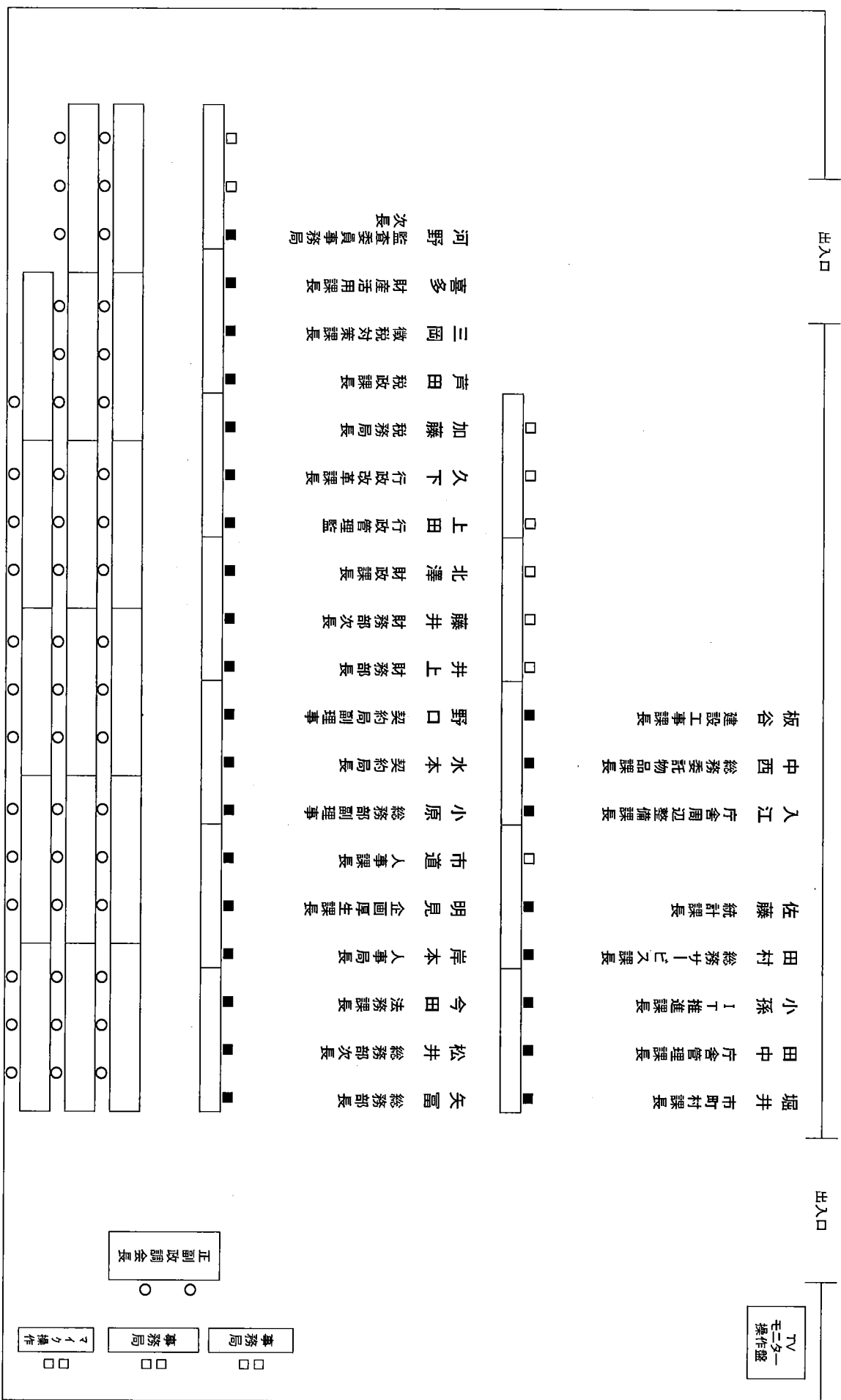


大阪維新の会 都構想推進大阪府議会議員団 政調会 配席図【総務部・財務部】

平成27年2月3日(火) 10時00分～11時10分 第1委員会室



平成 27 年度当初予算主要事業概要 (総務部)

上段	平成 27 年度財務部長内示額
中段	平成 27 年度知事復活要求額
下段	平成 26 年度当初予算額

(一般会計)

(単位 百万円)

事業名	27 既内示額 27 復活要求額 (26 当初予算額)	摘要
選挙執行費	3,960 — (594)	府議会議員選挙費 1,797 百万円 知事選挙費 2,163 百万円
市町村振興補助金	1,040 — (1,040)	「大阪発地方分権改革」の着実な推進に関する取組みや、市町村の自律化に向けた体制整備及び行財政基盤を強化する取組みに対する支援 (枚方市の中核市移行支援分を含む)
府庁本館耐震改修等事業	3,594 — (2,826)	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修事業費 2,710 百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事 ・工事監理費 ・大臣認定再申請費用 ・埋蔵文化財調査 ○環境改善事業費 389 百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・本館執務室・廊下等内装改修工事 ○計画保全事業費 427 百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・本館屋上防水、外壁改修、設備配管の取り換え等改修工事 ○代替執務室改修事業費 47 百万円 ○大手前執務室等移転費 21 百万円

咲洲庁舎改修等事業	547 - (293)	○計画修繕事業費 546百万円 ・消防設備等改修工事 ○長周期地震動抜本対策調査検討費 1百万円
大手前地区庁舎周辺整備事業	539 - (81)	○大手前連絡通路等整備工事費 512百万円 ・新別館連絡通路等整備工事 ・大手前進入路等整備工事 ・通信ケーブル等移設工事 ○大手前街区中通り等整備工事費 27百万円 ・大手前街区中通り等整備工事 実施設計 ・雨水排水切り替え工事

復活要求がない場合、金額欄は（-）で記載。

（特別会計）

（単位 百万円）

事業名	27 既内示額 27 復活要求額 (26 当初予算額)	摘要
市町村施設整備資金特別会計	14,471 - (16,060)	○市町村施設整備資金貸付事業費 市町村の公共施設の整備にかかる 臨時的な財政需要に対する支援 ・新規貸付額 2,000百万円

総務部 平成 27 年 2 月定例府議会提出予定議案（予算案を除く）の概要

条例案（8 件）

件 名	概 要	所管局課
職員の管理職手当の特例に関する条例制定の件	<p>財政状況を踏まえ、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、職員の管理職手当について減額措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の減額率 5% <p style="text-align: center;">施行日：平成 27 年 4 月 1 日</p>	人 事 局
知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例制定の件	<p>財政状況を踏まえ、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、知事、副知事等の給料の月額及び期末手当について減額措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額率 知 事 30% <li style="padding-left: 1.5em;">副知事 14% ほか <p style="text-align: center;">施行日：平成 27 年 4 月 1 日</p>	人 事 局
大阪府附属機関条例一部改正の件	<p>大阪府建設工事等総合評価審査会の担任する事務に、地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 に規定する必要な資格の策定についての調査審議に関する事務を追加するため、所要の改正を行う。</p> <p style="text-align: center;">施行日：平成 27 年 4 月 1 日</p>	契 約 局
大阪府行政手続条例一部改正の件	<ol style="list-style-type: none"> 1 府の機関がする行政指導が法律又は条例の要件に適合しないと思量するときは、当該府の機関に対して中止を求めることができるよう、必要な事項を定める。 2 法令に違反する事実がある場合において、その是正のための処分（条例等に基づくものに限る。）又は行政指導がされていないと思量するときは、処分又は行政指導を行う権限を有する行政庁又は府の機関に対して処分又は行政指導をすることを求めることができるよう、必要な事項を定める。 3 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する府の機関が行政指導をする際には、当該権限の根拠となる法令の条項等を相手方に示すこととするよう、必要な事項を定める。 <p style="text-align: center;">施行日：平成 27 年 4 月 1 日</p>	法 務 課

件名	概要	所管局課
職員の退職手当に関する条例一部改正の件	<p>給与制度の総合的見直しによる給料表に定める給料月額 の引下げを踏まえた国家公務員の退職手当の調整額の引上 げに準じ、職員の退職手当の調整額の引上げを行うなど、 所要の改正を行う。</p> <p>施行日：平成27年4月1日</p>	人事局
職員の給与に関する条例一部改正の件	<p>通勤手当の額に上限額を設定する。</p> <p>・上限額 一箇月当たり 55,000円</p> <p>施行日：平成27年4月1日</p>	人事局
職員の退職管理に関する条例及び大阪府職員基本条例一部改正の件	<p>独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人が中期 目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人に分類 されることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>施行日：平成27年4月1日</p>	人事局
府吏員退隠料等の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例一部改正の件	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴 い、規定の整備（条項ずれ是正等）を行う。</p> <p>施行日：平成27年4月1日</p>	人事局

※概要は総務部事項のみ記載

【条例改正の目的】

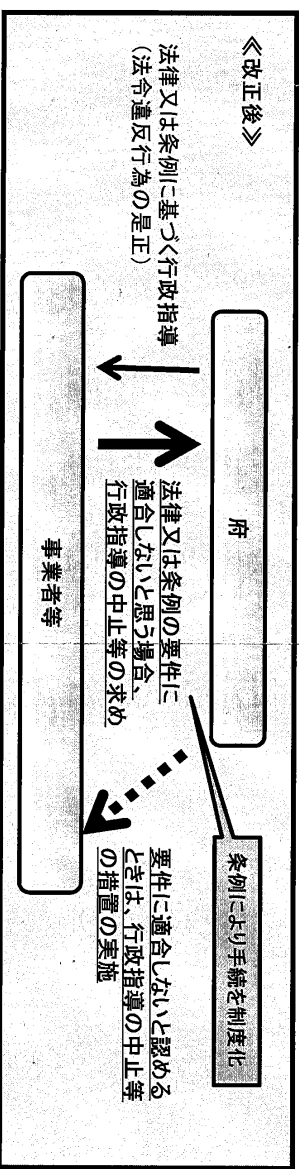
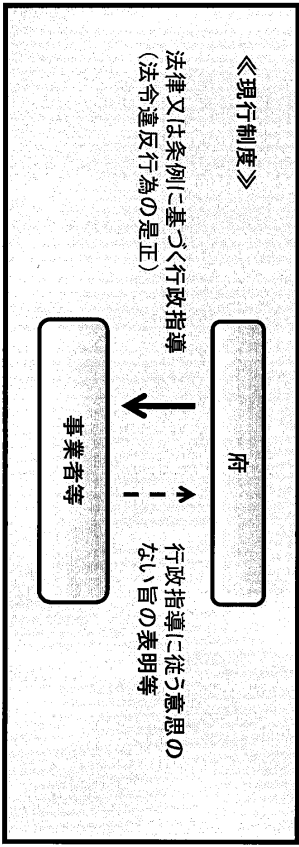
- 行政手続法の改正により、新たな手続が次のとおり定められた。(H26.6.13公布、H27.4.1施行)
 - (1) 「行政指導の中止等の求め」 ⇒ 国から法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に、国に対して行政指導の中止等を求めることができる。
 - (2) 「処分等の求め」 ⇒ 何人も、法令違反の事実を発見すれば、是正のための処分(法律等に基づくもの)及び行政指導(国が行うもの)を求めることができる。
 - (3) 「行政指導の方式」 ⇒ 行政指導をする際、許認可権限等行使し得る旨を示すときは、相手方に、その権限行使が法令の要件に適合する理由等を示さなければならぬ。
- 行政手続法が適用されない府が行う行政指導及び条例等に基づく処分に係る「行政指導の中止等の求め」及び「処分等の求め」等の手続については条例で定める必要があるため、大阪府行政手続条例を改正する。(H27.4.1施行予定)

○行政手続法の適用

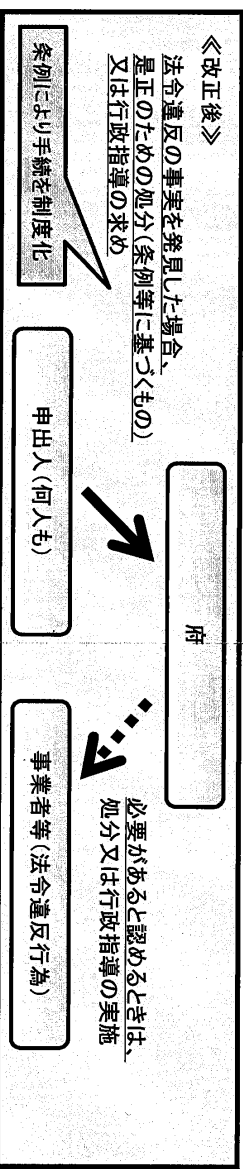
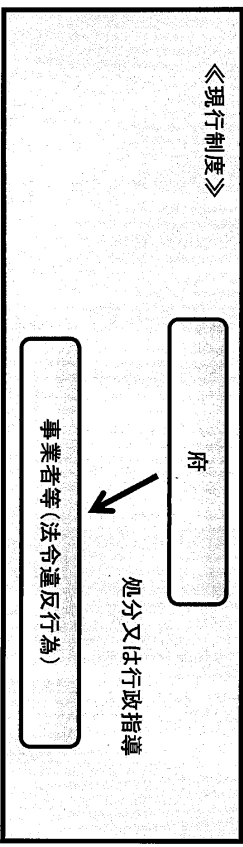
	行政指導	処分	
		法律等に基づくもの	条例等に基づくもの
国が行う場合	○	○	×
府が行う場合	×	○	×

【条例改正の内容】

(1) 行政指導の中止等の求め



(2) 処分等の求め



(3) 行政指導の方式

行政指導の際、許認可権限等行使し得る旨を示すときは、相手方に、その根拠法令、その権限行使が法令の要件に適合する理由等を示さなければならぬ。

【条例改正の関連事項】

- パブリックコメントの実施
 - ・意見募集期間 平成27年1月6日(火)～同年2月5日(木)
 - ・意見提出状況 意見なし(平成27年1月29日現在)

【参照】

- 行政手続法(抜粋) (適用除外)
 - 第3条 1-2(略)
 - 第3条 第1項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分(その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。)及び行政指導、地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、次章から第六章(※「申請に対する処分」、「不利益処分」、「行政指導」、「届出」及び「意見公募手続等」の規定)までの規定は、適用しない。
 - (申請に関連する行政指導)
 - 第33条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。
 - 第35条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容を明確に示さなければならない。
 - 2-3 (略)

平成27年度組織改正について（案）

（1）府民文化部

現行	改正後	改正のポイント
都市魅力創造局 ┌ 企画・観光課 │ 魅力づくり推進課 │ 文化課 └ 国際課	都市魅力創造局 ┌ 企画・観光課 │ 魅力づくり推進課 │ 文化・スポーツ課 └ 国際課	○東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えるとともに、シンボルイヤーに向けた体制を整備するため、魅力づくり推進課と文化・スポーツ課として再編。

（2）環境農林水産部

現行	改正後	改正のポイント
環境農林水産総務課 ┌ エネルギー政策課 └ みどり・都市環境室 ┌ 地球環境課 └ みどり推進課	環境農林水産総務課 ┌ エネルギー政策課 └ みどり推進室 ┌ みどり企画課 └ 森づくり課	○エネルギー政策と温暖化対策を一体的に取り組む体制を構築するため、地球環境課が担っている温暖化対策業務をエネルギー政策課に移管。 ○環境農林水産総務課が担っている都市の緑化と、森林施策を一体的に推進するため、みどり推進室として再編。

（3）都市整備部

現行	改正後	改正のポイント
総合計画課 市街地整備課 公園課 用地室	都市計画室 ┌ 計画推進課 └ 公園課 用地課	○都市計画の策定、区画整理などによるまちづくり及び公園等の緑化、地域連携などを一体的に推進するため、室を設置。 ○大規模事業の用地取得に係る調整業務が一定収束したことに伴い、室から課に変更。

（4）住宅まちづくり部

現行	改正後	改正のポイント
住宅まちづくり総務課 居住企画課 住宅経営室 ┌ 経営管理課 │ 住宅整備課 └ 施設保全課 公共建築室 ┌ 計画課 │ 一般建築課 └ 住宅建築課 └ 設備課	住宅まちづくり総務課 都市居住課 住宅経営室 ┌ 経営管理課 └ 施設保全課 公共建築室 ┌ 計画課 │ 一般建築課 │ 住宅設計課 │ 住宅建築課 └ 設備課	○住宅政策にかかる企画機能の住宅まちづくり総務課への移管に伴い、居住企画課の名称を変更。 ○府営住宅建設事業の設計から施工までを一体的に実施するため、住宅整備課を公共建築室に移管するとともに、名称を変更。

＜備考＞ 本庁室課の組織改正は、処務規程等の改正による。